

県南広域振興局長告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、衣川土地改良区（奥州市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年5月10日

県南広域振興局長 小 島 純

理事

高 橋 典 奥州市衣川桧山沢70番地